

# ネットアイドルユニット MyTeens 活動規程

## 前文

この規程において、ネットアイドルユニット MyTeens を「MyTeens」、このユニットに加入し活動者を「メンバー」と称する。MyTeens を運営管理する者については「本部」と称する。本部はタレントチャージに設置される。

## 第1条(目的)

この規程はMyTeensのメンバーに関する活動規範を示し、メンバーの活動を安定かつ清廉さを保持し、かつ、多くのファンに親しまれるネットアイドルであるために制定されたものである。

## 第2条(メンバーの採用について)

本部では、MyTeens メンバーふさわしい者を採用するため、一定水準の採用審査基準を設け、審査により採用する。

2. 採用方法や審査基準については、別途定める運用規程による。

## 第3条(加入および脱退)

第2条による審査を通過した者のうち、採用内定に応じた者をメンバーとする。

2. メンバーの脱退は、メンバー本人の意思を尊重し、本部は適切な対応を行う。
3. その他加入および脱退に関する事項は、別途定める運用規程による。

## 第4条(活動内容)

メンバーは、主にインターネット SNS などを利用し、自身の日常生活や思想に関する発信、画像や音声、映像などのコンテンツの広報を行うことを活動内容とする。

2. メンバーは、タレントチャージの行う各企画行事等に参加することができる。
3. 前2項について、本部はメンバーに対して、適切な支援を行う。

## 第5条(行動規範)

メンバーは下記の各行動規範を遵守し、自身の鍛錬のみならず、ファンの獲得や MyTeens の発展に努めるものとする。

- (1) 汎用性が高く、かつ、利用しやすい SNS 機能を使用すること。
- (2) 自身の画像や映像、音声は品格を保持し、適宜公開すること。これを長期にわたり滞ることがなきよう努めること。
- (3) 他者に不快な思いをさせる言動を慎むこと。
- (4) ファンを含む他者からの問い合わせに対しては、本部の確認を取るよう努めること。自身で対応する場合は、その内容を極力公開できる形態で示すこと。
- (5) 他者より不快、疑義を感じる内容の返答については、専断的対応を慎み、本部への報告ならびに確認を経て対応すること。

- (6) 自身以外のメンバーについても、相互粛清を促す行為を取るよう努めること。
  - (7) やむを得ず活動を一時休止するときは、休止に関する事項を遵守すること。
2. 本部は当該規程の目的を達成するために、下記の旨を定めるものとする。
- (1) ネットアイドルとしてふさわしい活動ができるよう、各情報提供を行う。
  - (2) タレントチャージの実施する活動への参加を促すよう努めるものとする。
  - (3) 本部より遠方のため、前項への参加が困難なメンバーには、代替企画の提供や実施活動内容の情報共有を十分行うこと。
  - (4) 健全な生活が維持できるよう、深夜時間帯の SNS の利用の自粛を促す。この規定の適用は時間帯の変更短縮も含めて、当該目的を達成が見込める範囲で定める。

## 第6条(休止)

やむを得ない事情により、メンバーから活動の一時休止の申し出があった場合は、本部は 6 カ月までの期間を限度として、休止を認めることがある。

2. この条項により休止ができる内容は、以下の通りとする。
- (1) 家族の介護や看護等のため
  - (2) 学業や就業への専念のため
  - (3) 外国への留学のため
  - (4) メンバー本人の療養のため
  - (5) 他の芸能活動や在籍のミスコンテスト参加等で、当該活動との並行が困難なとき
  - (6) その他やむを得ない事由があるとき
3. 休止期間を満了してもなお、メンバーとしての活動が困難な場合は、やむを得ない事由がある場合を除き、脱退となる。

## 第7条(表彰)

本部はメンバーが、下記にあたる活動が認められたとき、それを評価し表彰することがある。

- (1) 他メンバーの模範となる活動が認められたとき
  - (2) 顕著でかつ好意的なファンを多数獲得し、MyTeens の運営に好影響をもたらしたとき
  - (3) 優良なコンテンツを多数提示し、MyTeens の運営に好影響をもたらしたとき
  - (4) 有効な企画の提案を行い、かつ、その実現や運用に向けて、献身的な行動が認められたとき
  - (5) その他前項までに相当する優良な行動が認められたとき
2. 表彰の方法については、その都度本部にて協議する。

## 第8条(制裁)

メンバーが第5条第1項第2号から第5号に関する事項について、適切な対応がなされない場合は、その程度や回数により、下記のいずれかの処分を行うことがある。

- |          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| (1) 戒告   | メンバー本人に内容を通知し、将来を戒める。             |
| (2) 始末書  | メンバー本人から反省を促す文書の提出を求める            |
| (3) 活動停止 | 一定期間プロフィールに活動停止の旨、処分理由とともに明記公開する。 |

- (4) 認定卒業 本人の意思に関わらずメンバーから脱退させる。

#### **第9条(事情聴取と認定卒業)**

本部は、メンバーの活動が停滞してきた場合、事情を聴取し、活動を促す指導を行うことができる。

2. 前項の対応の結果、十分な復調が期待できない場合は、本人宛てに30日前までの予告をもって前条に定める認定卒業とさせる。
3. 認定卒業の予告は、メンバーの活動実績を踏まえて、いつでも取り消すことができる。
4. メンバーと確実な連絡が取れないなど、第2項の対応に至らない場合は、同項の予告なくして認定卒業をさせることがある。

#### **第10条(個人情報に関する管理と提供)**

本部は、メンバーのメールアドレス等の連絡先の個人情報については適切に管理し、脱退した後は遅滞なくそれを抹消する。

2. メンバーは、加入時ならびに変更時に、前項の内容を適宜本部へ申告する。

#### **第11条(規定の変更)**

当該規程の変更を行った場合は、本部はその都度告知する。

2016年1月1日 制定

ネットアイドルユニット MyTeens 運営管理者  
タレントチャージ 代表 織田 風準

(付記)

条文中にある、ネットアイドルユニット MyTeens 採用に関する運用規程及び審査基準ならびに加入および脱退に関する運用規程については、今後制定する予定です。